

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第49号

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成20年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合) 第1条 略 2 <u>特例条例第1条第4項の規則で定める職員は、前項に定めるもののほか、 職員の給与に関する条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表（ 二）の職務の級6級の職員のうち、切替日の前日において改正前の職員給 与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表（二）の職務の級5 級であった職員（切替日以降に給料表異動をした職員のうち、切替日の前 日において給料表異動があったものとした場合において、同日において同 表の職務の級5級に決定されることとなる職員を含む。）とし、特例条例 第1条第4項の100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合は、100 分の3とする。</u></p>	<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合) 第1条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成20年4月1日から適用する。